

令和2年度漁港関係工事適正化推進検討会の結果に基づく積算の実施要領

(令和4年(2022年)10月1日以降積算基準日適用)

1 目的

老朽化した漁港施設の維持補修・更新工事において設計や積算と現場実態との乖離を是正するために設置した漁港関係工事適正化推進検討会によって、令和2年度にとりまとめた結果を用いて策定した試行積算により適正な積算を図るもの。

2 対象工事

令和3年度10月1日以降積算基準日の漁港関係公共・単独・災害復旧工事。

3 積算の留意点

(1) 積算

該当する工種については「令和2年度 漁港関係工事適正化推進検討会積算手順書」に基づき積算するものとする。

ただし、各積算基準書等に保全工事等の小規模施工における歩掛適用条件について別途定めがある場合、重複する適用範囲についてはそちらを優先する。この場合、適用条件についての経済比較は行わない。

(2) 施工条件の明示

施工条件の明示は、別紙-1を標準とする。

(3) 設計変更

下記の歩掛については、特記仕様書(別紙-1)及び「土木関係工事積算要領 第1部(一般土木編) 第1編 一般土木編 2. 積算基準の適用について 4 試験施工方法、5 施工条件明示、6 設計変更」に準じて試験施工を行い、必要に応じて設計変更を行うこと。その他歩掛については設計変更の対象外とする。

【試験施工 対象歩掛】

DH406320・・・鋼製型枠組立組外(腹付)

DH406330・・・鋼製型枠組立組外(打換)

DH407010・・・鋼製型枠組立組外(重力式)(腹付)

DH407020・・・鋼製型枠組立組外(重力式)(打換)

(4) モニタリング調査の実施

前項で試験施工を実施する歩掛については、その試験ロットにおいてモニタリング調査をあわせて実施すること。

令和2年度漁港関係工事適正化推進検討会の結果に基づく積算について

本工事は、令和2年度漁港関係工事適正化推進検討会の結果に基づいて積算しており、詳細は「令和2年度漁港関係工事適正化推進検討会の結果に基づく積算の実施要領」による。

また、型枠工においては標準的なセパレーター径及びセパレーターピッチにて積算しているが、現場の安全性や老朽化状況に応じてこれによれない場合は、根拠資料を提示の上、工事監督員と協議すること。

なお、下記の歩掛は、次のとおり試験施工を行うこととし、試行歩掛であることからモニタリング調査の対象とする。

1 試験施工

下記の歩掛については、原則として工事監督員立会のうえ、試験施工を行うこと。

また、試験施工のみでは歩掛の妥当性が十分に判断できないことから、設計変更の有無に関わらず工事全体での実績を報告すること。

ただし、試験施工による設計変更は機械運転日数及び人工数となるので留意すること。

試験施工による確認事項は、次のとおりである。

ア 鋼製型枠組立組外(腹付)(水中コンクリート型枠)

(1) 試験施工時に確認できる施工量

(2) 作業機械確認：ラフレンクレーンまたはクレーン、クレーン付台船または起重機船、引船、潜水士船

(3) 作業人員確認：土木一般世話役、型枠工、特殊作業員、普通作業員

イ 鋼製型枠組立組外(打換)(水中コンクリート型枠)

(1) 試験施工時に確認できる施工量

(2) 作業機械確認：ラフレンクレーンまたはクレーン、クレーン付台船または起重機船、引船、潜水士船

(3) 作業人員確認：土木一般世話役、型枠工、特殊作業員、普通作業員

ウ 鋼製型枠組立組外(重力式)(腹付)(上部コンクリート型枠)

(1) 試験施工時に確認できる施工量

(2) 作業機械確認：ラフレンクレーンまたはクレーン、クレーン付台船または起重機船、引船

(3) 作業人員確認：土木一般世話役、型枠工、特殊作業員、普通作業員

エ 鋼製型枠組立組外(重力式)(打換)(上部コンクリート型枠)

(1) 試験施工時に確認できる施工量

(2) 作業機械確認：ラフレンクレーンまたはクレーン、クレーン付台船または起重機船、引船

(3) 作業人員確認：土木一般世話役、型枠工、特殊作業員、普通作業員

2 実績報告

設計変更の有無に関わらず工事全体での実績を報告すること。

(1) 施工日数 : ○○日

(2) 機械運転時間 : ○○時間

(3) 作業人員 : ○○人工 (8時間換算日数)